

日本建築学会農村計画委員会様向け

被災地における中小企業再生支援の現場から

中小企業診断士

藤田 千晴

1. 災害復興まちづくり支援機構について
2. 中小企業診断士について
3. 中小企業再生支援に関わる制度について
4. 産業復興の取り組み事例と支援制度運用上の課題について

1. 災害復興まちづくり支援機構について①

- 阪神・淡路大震災において、各種専門家が住民と行政の双方に協力することが非常に有効であることが判明し、東京都内の災害に対応するため東京の士業団体を中心として2004年（平成16年）11月に設立
- 2007年（平成19年）1月に、東京都と「復興まちづくりの支援に関する協定」を締結
- 正会員17団体（建築士、行政書士、中小企業診断士、弁護士等）、賛助会員9団体
- 住民、各種専門家職能団体、研究者、行政等とのネットワークを構築し、災害対策の支援・調査・研究・研修・啓蒙等の諸活動を平常より実施
- 他の道府県において士業同士の連携組織が9つほど存在
- 被災地のニーズやフェーズに応じて、ワンストップで対応できるよう専門家を継続的に派遣

2. 中小企業診断士について

- 法律上の国家資格として「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録
- 事業者（第1～3次産業）の成長戦略策定やその実行のためのアドバイスが主な業務
- 策定した成長戦略を実行するに当たって具体的な経営計画を立て、その実績やその後の経営環境の変化を踏まえた支援を実施
- 専門的知識の活用だけでなく、行政や金融機関等へのパイプ役、他土業との連携、施策の適切な活用も支援
- 現在、登録者数は約3万人（約7割が企業勤務者、独立自営は約3割）で、約半数が東京と大阪に所在
- 平時においては経営力の強化、BCPの普及
- 被災事業者向けの相談事業→復興計画の策定→活用する支援策の選定→申請の支援→再生の実現まで

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～二つの災害復興

1. 被災者復興

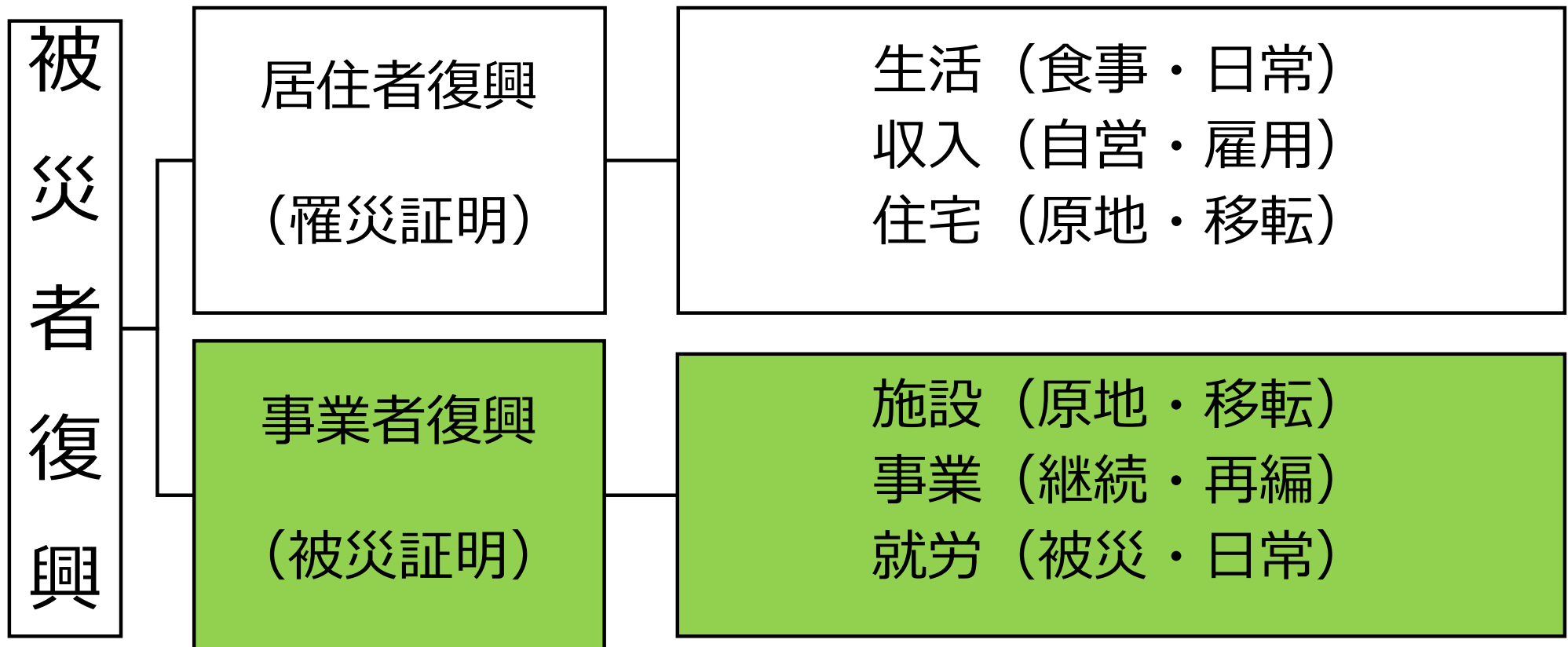
- ★すべての被災者（家族）・被災事業所（企業）に
公平公正に支援し、被災者個人の復興
 - ・居住者（生活復興）・・・日常創出
 - ・事業者（産業復興）・・・仕事創生

2. 被災地復興

- ★地域の課題を解決するべき被災地を選定し、そこに
集中的に費用を投じて進める、被災地の復興
 - ・市街地（基盤復興）・・・まち創造
 - ・コミュニティ（社会復興）・・・近隣再生

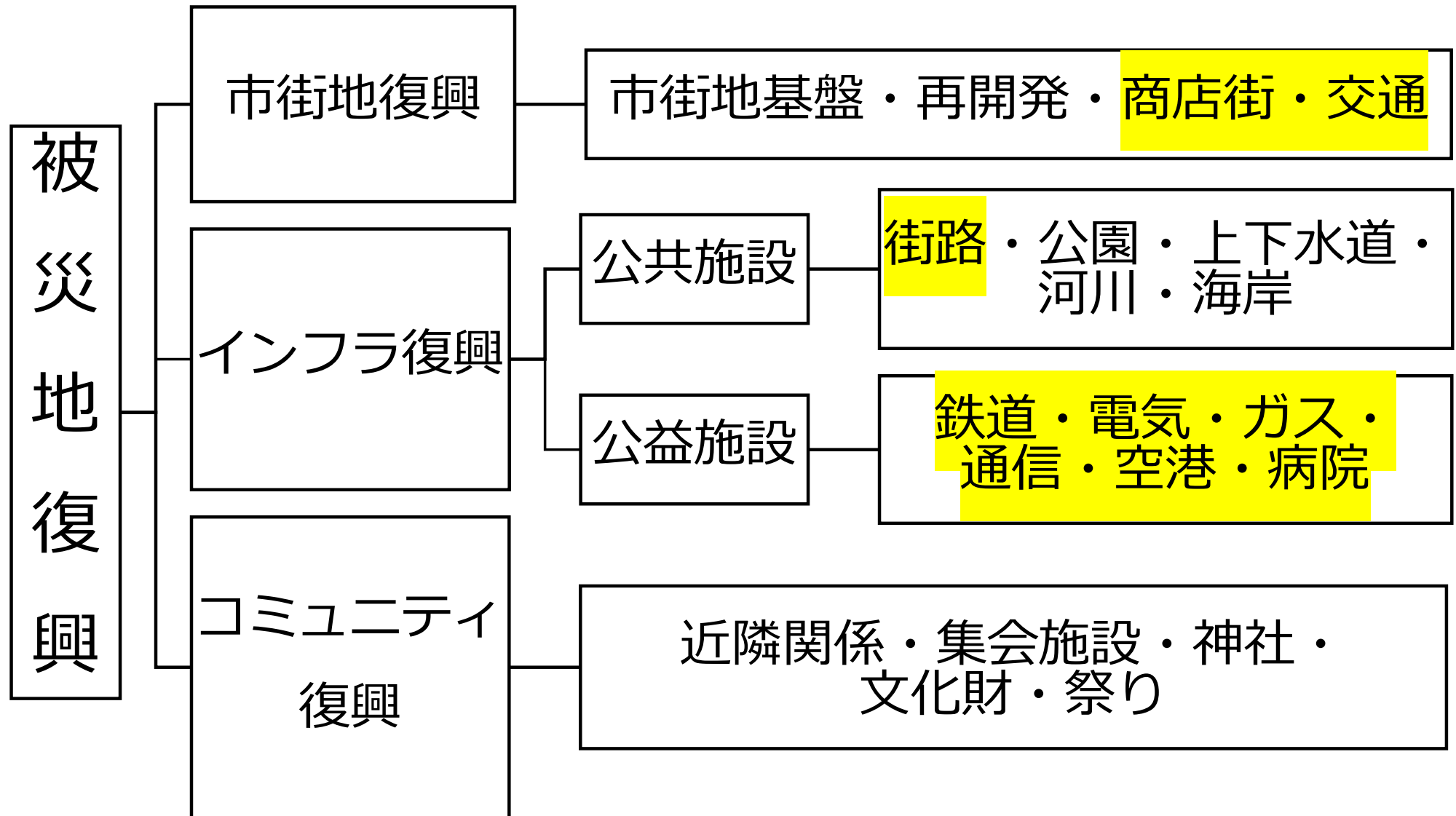
中林一樹（東京都立大学名誉教授・災害復興まちづくり支援機構代表委員）発表資料より

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～被災者復興は“居住者と事業者”



中林一樹（東京都立大学名誉教授・災害復興まちづくり支援機構代表委員）発表資料より

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～被災地復興は地域の“空間と社会”



中林一樹（東京都立大学名誉教授・災害復興まちづくり支援機構代表委員）発表資料より

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～被災者の生活と生業支援のためのパッケージ

1. 生活の支援

- ◆避難所における生活環境の改善
- ◆ホテル・旅館への二次避難
- ◆住み慣れた土地に戻るための住まいの確保
- ◆切れ目のない被災者支援
- ◆金融支援・税制上の対応等

2. 生業（なりわい）の支援

- ◆中小・小規模事業者の支援
- ◆農林漁業者の支援
- ◆観光復興に向けた支援
- ◆地域の雇用対策等

3. 災害復旧等

- ◆迅速な災害復旧
- ◆復興まちづくり
- ◆緊急調査

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～中小企業者等向け支援策ガイドブック 中小企業庁

1. 事業継続・再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口の設置	4
(2) 各種資金繰りの申し込み、ご相談窓口	8
(3) 復興支援アドバイザー制度(中小企業基盤整備機構)	10

2. 施設の復旧や事業再開などに使える補助制度について知りたい

(1) 中小企業特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業)	11
(2) 被災商店街等再建支援事業	12
(3) 仮施設整備支援事業(中小企業基盤整備機構)	13
(4) 小規模事業者持続化補助金(災害支援策)	14
※本事業は、販路開拓にもご利用できます。	
(5) 伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)	15
(6) 給油所設備補修等事業	17

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 被災中小企業者向けの当面の貸付業務について(政府系金融機関)	18
(2) 令和6年能登半島地震特別貸付(日本政策金融公庫)	19
(3) コロナ資本性劣後ローンの貸付金利の特例措置	20
(4) セーフティネット保証4号(能登半島地震)(信用保証制度)	21
(5) 災害関係保証(能登半島地震)(信用保証制度)	22
(6) ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助	23
(7) 伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)	23
(8) 小規模事業者経営改善資金(能登半島地震)(日本政策金融公庫)	24
(9) 小規模企業共済による貸付	25
(10) 二重債務問題の対策	27

4. 下請け取引のトラブル等が不安

(1) 下請取引に係る配慮要請について	29
(2) 官公需における配慮要請について	30

5. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(1) 失業手当の特例について	31
(2) 雇用調整助成金の特例(能登半島地震)	36

6. 廃棄物の処理に対する支援を知りたい

(1) 公費解体制度	39
------------	----

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(1) 国税の申告・納付期限の延長等について	40
(2) 地方税の減免措置等	41

(参考) 令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域	42
------------------------------	----

※ここに記載されている被災者向け支援策以外にも、「ものづくり補助金」「事業再構築補助金」など通常の補助金も活用できる

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～なりわい再建支援事業(旧グループ補助金)

- 補助上限

石川県内の事業者：1 5 億円、一部 5 億円まで定額補助
富山県、福井県、新潟県内の事業者：3 億円、
一部 1 億円まで定額補助

- 補助率

中小企業・小規模事業者：3 / 4 以内、一部定額補助
中堅企業等：1 / 2 以内、一部定額補助

- 補助対象経費

工場・店舗などの建物、機械などの設備の復旧費用等

※特例として令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

- 補助対象事業者

- ①直接的な被害→罹災・被災証明書等で証明
- ②間接的な被害→セーフティネット保証4号認定書、
または自治体独自に発行した売上減少の証明書にて

- 補助率

2 / 3 以内

- 補助上限

- ①直接被害事業者： 200万円
- ②間接被害事業者： 100万円

- 補助対象経費

機械装置費等、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等
出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、
旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、
委託・外注費、車両購入費

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～商店街災害復旧事業

- 補助対象事業者
被害を受けた地域内の商店街等組織
- 補助率
石川県：補助率 3 / 4
富山県・新潟県・福井県：補助率 1 / 2
- 補助上限
無し
- 対象経費
被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等（資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地、排土費を含む）

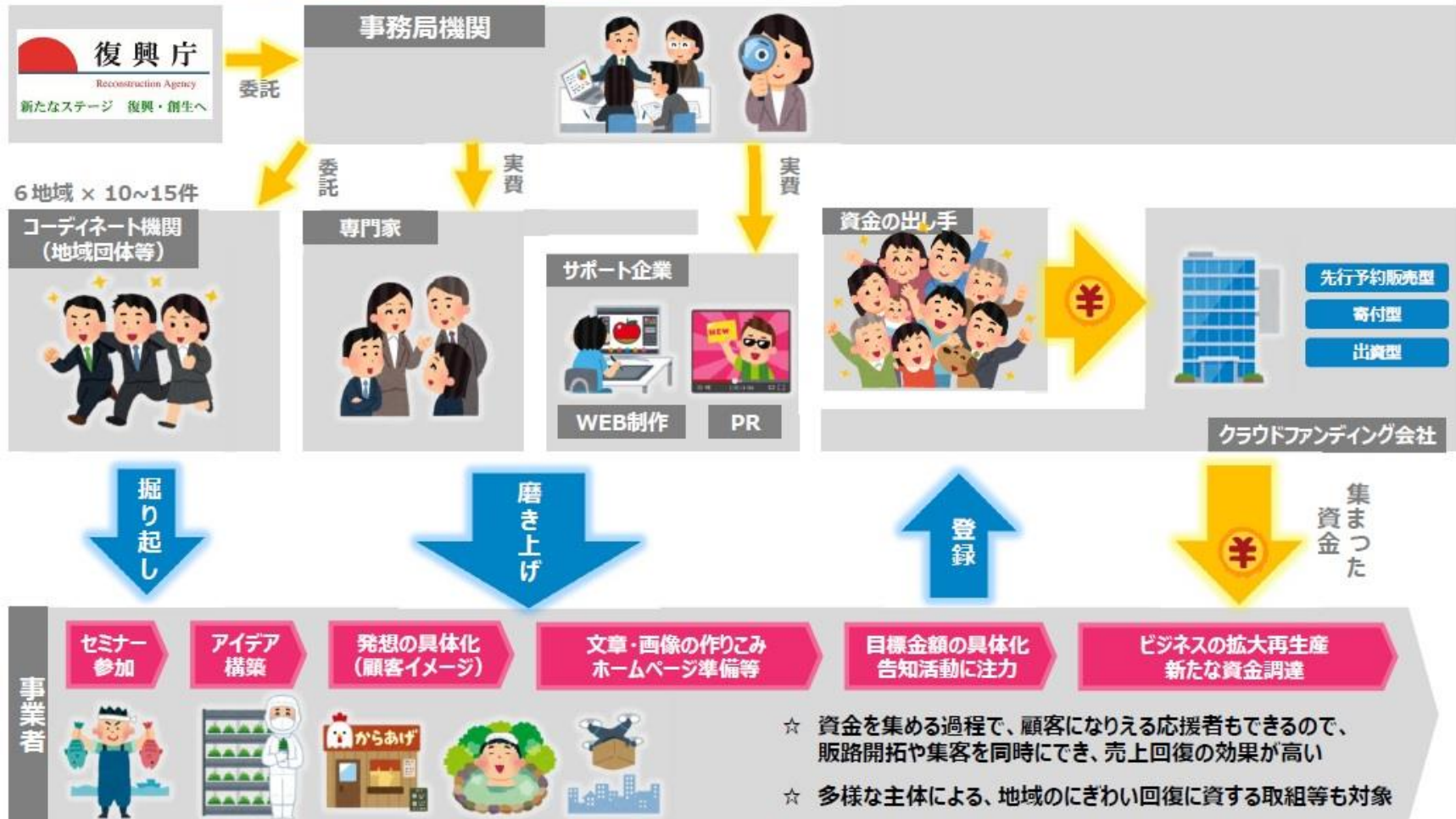
3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～雇用調整助成金の特例

雇用調整助成金とは、従業員に支払った休業手当等の一部を国によって助成する制度

- 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月に短縮
- 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても対象
- 事業所設置後 1 年未満の事業主についても対象
- 計画届の事後提出が可能
- 過去に雇調金を受給していた事業主に対する受給制限を廃止
- 雇用保険被保険者期間が 6 か月未満の労働者についても対象
- 休業等又は出向を実施した場合の助成率を、中小企業の場合は 2 / 3 から 4 / 5 へ引き上げ
- 休業等規模要件を緩和
- 支給日数を「1 年間で 1 0 0 日」から「1 年間で 3 0 0 日」に延長
- 残業相殺制度を撤廃

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～復興庁クラウドファンディング支援事業

- ☆ 被災地にクラウドファンディング（CF）を浸透させ、被災事業者の資金調達手段を多様化し、産業復興を目指す。
- ・ CFは、事業者がインターネットを通じて不特定多数の者から自立的に資金調達を行う仕組みであり、新商品開発や新企画の立ち上げに要する資金調達に有効。その際、インターネットを通じた情報発信や、返礼品の設計等に一定の知見が必要。
- ・ 復興庁では、本事業において、セミナー開催や専門家派遣等を通じて、被災事業者のCF実施を支援。
- ・ 併せて、CFの実施に必要な知見が被災地に蓄積されることを目指す。



3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～仮施設整備支援事業①

- 仮施設への入居要件等
災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧に相当期間着手できない状況にある被災中小企業者
- 用途
店舗、事務所、工場、倉庫、商店街、屋台村など
- 面積
事業者1区画、被災前の事業場の面積又は100m²の低い方を上限（伝統的工芸品の工房は200m²まで）
- 仮施設の敷地（用地）の要件
原則、公共用地（民有地を各自治体が借地も可）
- 仮施設の費用
工事費・撤去費は全額中小機構負担、家賃無し
電気ガス水道電話の月額費用、事業用設備は自己負担

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～仮施設整備支援事業②



←仮設店舗・工場3連棟

気仙沼屋台村



←大船渡夢商店街

3. 中小企業再生支援に関わる制度について ～制度を利用した標準的な再生支援手順

緊急融資制度による資金調達

仮施設設整備事業による仮設店舗、仮設工場、
仮設事務所、仮設商店街の活用

小規模事業者持続化補助金による販促活動、設
備・備品等の調達

なりわい再建支援事業による本設の復旧

仮設からの脱却、本設への移行

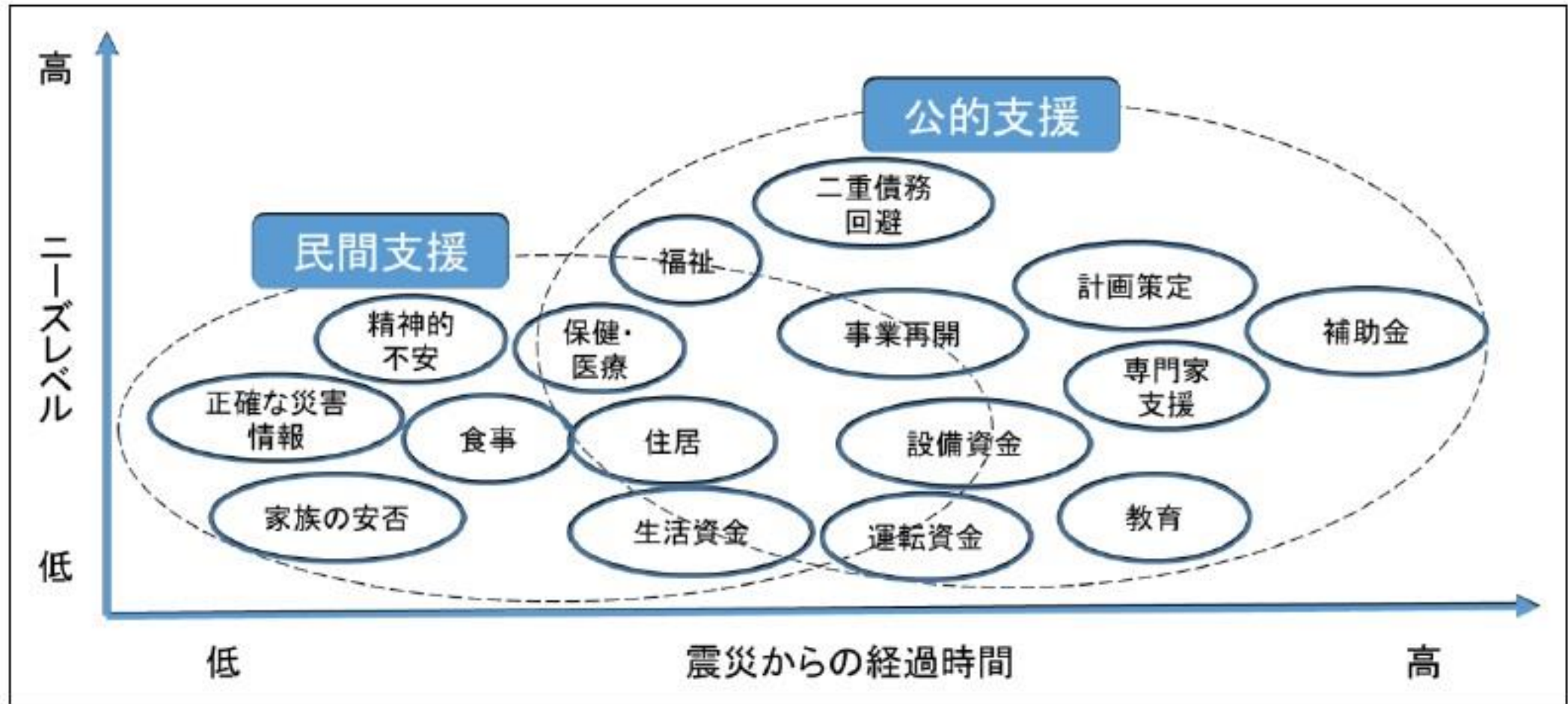
4. 産業復興の取り組み事例と支援制度運用上の課題について ～災害が地域経済に与える影響と復興の課題

- 大災害は良くも悪くも時代の流れを加速させる
(平井邦彦 長岡造形大学教授による)
- 大災害の復旧、復興は長期化する
- その中でいち早く復旧・復興した事業者が生き残れる
- 一時的だが、復興需要が発生する→あくまでもきっかけ
- 復興した新たな街には、新たな人口と新たなビジネスチャンスが発生する →ビジネスモデルの修正が必要
- 有効な緊急復興政策は多くあるが、常に出口戦略を考えておく必要がある
- いち早い復旧・復興には迅速な資金の調達（手持ちの現預金・借入・保険金）が必要となり、そのためには平時からの収益性が重要な要素となる

4. 産業復興の取り組み事例と支援制度運用上の課題について ～行政による復興プロセス

1. 復興初動体制の確立
発災～1週間
2. 都市復興基本方針の策定
1週間～1ヶ月
※第一次建築制限
3. 都市復興基本計画等の策定
1ヶ月～6ヶ月
※第二次建築制限
4. 復興事業計画等の確定
6ヶ月～1年
5. 復興事業の推進（住民の合意、用地買収、着工など）
1年～

4. 産業復興の取り組み事例と支援制度運用上の課題について ～必要な支援の時間的遷移



(大阪中小企業診断士会「東日本大震災の被災企業支援を考える会」発表資料より)

4. 産業復興の取り組み事例と支援制度運用上の課題について ～応急対策期における仮設施設の課題

●仮設商店街・仮設屋台村の設置場所の制限

- 建築制限の関係で元の商店街の位置から離れた場所に仮設店舗が建設され、利便性が低下したケースがある
- 用地の関係で一つの商店街が複数の仮設店舗に分散することで、商業集積としての魅力が低下したケースがある

●仮設施設（とくに仮設商店街・仮設屋台村）の入居者の出口戦略

- 家賃0など事業を営む上では非常に恵まれた環境であり、応急対策時には非常に有効な制度だが、その恵まれた環境にいる間に利益と顧客を獲得し、本設に移行する必要がある
- 出口戦略を持たないまま仮設施設の撤去時期を迎え、本設に移行できない事業者がいた

●民有地に建設した仮設施設の持続的利用が可能

- 仮設施設は中小機構が建設し、自治体に所有権が移転する
- 民有地に建設された場合、土地所有者が無償払い下げを受けることで、そのまま利用し続けることができる

4. 産業復興の取り組み事例と支援制度運用上の課題について ～復興期におけるなりわい再建支援事業の課題

●あくまでも「原状復旧」用の制度

- なりわい再建支援事業は、1 / 4 の自己負担で十数億円まで補助金が受給できるので、大規模な店舗や工場にも適用できる本設向けの非常に有効な補助金制度である
- しかし発災前と同等の規模、同等性能の設備しか補助金対象にならない、事業拡大や性能向上の分は全額自己負担となる

●再建場所の確定時期

- 自治体及び議会での復興事業計画の決定、その後の用地買収などが進まないと、立地条件が重要となる商業施設や工場においては再建するのを躊躇するため、迅速な産業復興ができない
- とくに道路の位置、幅員は非常に影響が大きい

●ビジネスモデルの変更不可

- 発災前から営んでいた事業のための施設、設備の復旧のみが認められる
- 補助金の活用により復旧したものの、経済環境の変化により他の事業を開始して転用しようとしても不可（補助金返還）

4. 産業復興の取り組み事例と支援制度運用上の課題について ～各種支援策活用における共通課題

- 補助金、助成金、金融支援の公募要領は読み慣れない被災者にとって複雑怪奇であり、公募要領やQ & Aを隅から隅まで読んでも何が対象になるのかわかりづらい
- 補助金、助成金、金融支援の申請書及び添付書類には精緻さと整合性が求められ、事業計画書を立案・展開する専門的能力が無いと作成は難しい
- 復旧と復興の制度が明確に分離されているため、原状復旧と事業拡大と新規事業を意識しつつ、それぞれに最適な支援策を選択・利用する能力が求められる
- 国民への説明義務がある以上仕方ないが、補助金受給までの書類の整備が事業者に大きな負担となっている
- 経営者が高齢の場合、被災をきっかけとして事業承継の問題が発生することで、結果として廃業者が増加する可能性がある